

令和5年5月8日開催

箕輪町農業委員会第27回総会

# 会 議 録

1 開催日時 令和5年5月8日(月) 午後3時00分から午後3時45分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 弘司
事務局次長	唐澤 智大

## 5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について  
日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について  
日程第10 報告第5号 農地所有適格法人の届出について  
日程第11 報告第6号 現況証明について

事務局長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。  
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。  
ご起立をお願いいたします。  
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

(唱 和)

ありがとうございました。ご着席願います。  
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 予想外の雨ですが、お疲れ様です。コロナも5類となり昨年なかった行事など出てきますので、委員の皆様の健康に留意してかンばっていただけたらと思います。

事務局長 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしく願いいたします。

議 長 ただいまから第27回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。  
ここで、4月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 4月5日に総会が開催されました。4月19日に農地売買あっせん会議がありま

した。経過報告は以上です。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

11番 赤沼 好秋 委員 12番 唐澤 健二 委員  
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
説明をいたします。

1番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡です。農振農用地内です。

譲渡人は〇〇の 〇〇さん、譲受人は 〇〇の 〇〇さんです。

譲受人は町内に居住していますが、贈与者である妻の母が平成19年に本件土地  
を取得したときから、義母と一緒に本件土地を耕作してきました。

譲受人は本件土地を取得し、引き続き耕作をしたいと考えています。

今まで耕作をしてきた農地であり、所有権移転については問題ないと思います。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 農振農用地外です。

売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇の 〇〇さん、譲受人は 〇〇の 〇〇さんです。

斜面の土地ですが、譲渡人・譲受人とも合意はしています。譲受人は農業を行っ  
ており、農地所有に関しては問題ないと思います。

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番(畑) 〇〇㎡ 農振農用地外です。

売買価格は坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇の 〇〇さん、譲受人は〇〇の 〇〇さんです。

譲受人は母と共同で農業を行っており、今回取得する農地も母と一緒に耕作を行  
っている土地のため、農地取得に関しては問題ないと思われま。

4番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡ 農振農用地内です。  
売買価格は坪〇〇円です。  
譲渡人は 〇〇の 〇〇さん、譲受人は 〇〇の 〇〇さんです。  
譲受人は農地所有に関しては問題ないと思います。

5番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。  
対象農地は 〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡ 農振農用地内です。  
売買価格は 坪〇〇円です。  
譲渡人は 〇〇の 〇〇さん、譲受人は 〇〇の 〇〇さんです。  
譲受人は農地所有に関しては問題ないと思います。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。  
1番案件、小松委員。

小松委員 3月30日に申請者から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 2番案件、春日委員。

春日委員 4月17日に申請者から説明を受けました。農機具小屋がある斜面です。問題はないと思います。

議 長 3番案件、大槻委員。

大槻委員 4月14日に申請者から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 4番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 4月20日に申請者から説明を受けました。もともとは他の方が取得を希望し、りんごを栽培したいと思っていましたが、所有者と合意にいたらず、今回の申請者が取得することになりました。

議 長 5番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 4月17日に申請者から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。  
これより質疑に入ります。  
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

14番、鈴木です。4番案件について、所得予定者は周辺でりんご栽培をすることを承知していますでしょうか。

唐澤金実委員 承知しています。

議 長 他にはよろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。  
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
〔異議なし〕の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買での所有権移転による資材置場の申請です。  
対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡ 3種農地です。売買価格は坪〇〇円。  
譲受人は 箕輪町にある 有限会社〇〇 代表取締役 〇〇、譲渡人は  
〇〇の 〇〇さんです。

申請地南側に申請者の会社建物があり、資材の設置場所が必要となったため転用申請を行うものです。3種農地であり、会社近くの土地であり転用やむなしと考えます。

2番目の案件です。貸借による土砂置場の一時転用申請です。期限は令和8年5月8日までです。

対象農地は 〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 農振農用地内です。

賃借料は月額で坪〇〇円、土地全体では月〇〇万円です。

賃借人は 辰野町 有限会社 〇〇 賃貸人は 〇〇の 〇〇さんです。隣地のおごち保育園跡地に工場を建築するにあたり、土砂置場として一時的に使用するための一時転用申請です。

一時転用後の農地復元に関する書類は提出いただいています。

3番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡ 2種農地です。

使用借人は〇〇のアパートに住む〇〇さん、使用貸人は伊那市〇〇の〇〇さんです。

使用借人は現在〇〇のアパートに暮らしていますが、妻の母の土地を使用貸借し、住宅を建築するための申請です。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。  
1番案件、原委員。

原委員 　　4月19日に申請者から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議 長 　　2番案件、上田委員。

上田委員 　　4月27日に申請者から説明を受けました。工場を建てるため土砂置場にしたいとの話です。

議 長 　　3番案件、関委員。

関委員 　　4月19日に申請者から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題はないと思います。

議 長 　　ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。  
これより質疑に入ります。  
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

よろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。  
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。  
続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

29ページは、総括表となります。

田 8,782㎡、畑 37,451㎡ 合計46,233㎡です。

30ページからは、借り手の状況となります。

33ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年5月10日、終期は令和10年、もしくは令和15年の12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。  
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。  
よろしいですか。  
質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。  
37ページは、総括表となります。  
田 31,340㎡ 畑 14,985㎡ 合計 46,325㎡  
38ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。  
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。  
ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

唐澤稔委員 作物欄で「なし」とあるのは「無」なのか果物の梨なのか。

事務局 果物の梨です。

議長 よろしいですか。  
質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。  
続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。  
52ページをお開きください。  
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。15件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたしま  
す。  
57ページをお開きください。  
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。  
相続が8件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出につ  
いて を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。  
62ページをお開きください。  
農機具収納施設の申請です。対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡で農振農用地内  
です。申請者は〇〇の〇〇さんです。  
床面積33㎡の農機具収納施設を建築するための届出です。収納施設は令和5年  
6月完成予定です。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第3号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について説明をいたします。

66ページをお開きください。

今回は公社への売買となります。

67ページが内訳です。〇〇さんの農地2筆について公社への売買となります。最終的には〇〇さんが買う予定です。

報告第4号に付きましたの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第4号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第10 報告第5号 農地所有適格法人の届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号 農地所有適格法人の届出について説明をいたします。

69ページをお開きください。

伊那市〇〇の合同会社〇〇からの届出となります。

72ページの営農計画書の「7. その他参考となるべき事項」に「営農型太陽光発電所を計画している」とあり、農地の売買や営農型太陽光については申請書が出てからの判断になります。

今回は届出が出てまいりましたので、その報告です。

今回初めて立ち上げる法人のようで、茅野市、辰野町、南箕輪村にも同様の届出をしたそうです。

先ほども申し上げた通り、農地の売買や営農型太陽光の許可については慎重に判断していきたいと思っております。

報告第5号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

報告第5号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

14番、鈴木です。資料73ページの定款ですが、条文の数字が違っていると思います。

唐澤金実委員

営農計画書の内容を見ると本当にこれでやっていけるのかと感じます。  
事業者に一度きいてもらいたいと思います。

事務局

総会で出た意見については、総会后事業者へ伝えます。

議 長

その他、発言はありますでしょうか。  
ないようですので、報告第5号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第11 報告第6号 現況証明について を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第6号 現況証明について説明をいたします。  
本日お配りした資料をご覧ください。  
町の防災担当課である総務課から現況証明願ひが出されましたので、その報告になります。  
場所は松島春日街道沿い帯無川より少し北側の〇〇番〇〇になります。  
こちらの土地は平成12年12月に社屋建設用地として転用許可が出ている土地になります。その後、事情により事業ができず地目変更もできずおりました。  
ここで町がこの土地に防火水槽を設置し、地目変更が必要なため、現況証明願ひの申請がありました。現地確認の際は唐澤健二委員にも立ち会っていただき、  
4月12日付で証明を出しましたので報告させていただきます。  
報告第6号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

報告第6号について、事務局より説明がありました。  
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第6号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件  
がございましたら、お出しいただきたいと思います。  
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。  
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

11 番

---

12 番

---